

福島県内自治体の高齢者の補聴器購入費用の助成状況一覧（2025. 3. 8現在）

調査方法: 各自治体のウェブサイトまたは電話で確認 調査者: 郡山年金者の会

市町村名	事業名	対象者	助成額	その他	助成開始時期
南相馬市	高齢者補聴器購入費助成事業	以下のすべての要件を備えている方が対象となります。 ①南相馬市内に住所がある65歳以上の方 ②両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の方 ③耳鼻咽喉科の医師から補聴器が必要であることの証明を受けている方	市民税課税世帯 購入費の1/2助成 上限75,000円 市民税非課税世帯・生活保護世帯 購入費の2/3助成 上限100,000円	助成後、5年経過すれば再申請可能 必ず事前に長寿福祉課まで相談のこと。 補聴器販売店が市へ助成額を申請し、市から補聴器販売店へ助成額が支払われる。	2023.4.1 情報更新:2024.9.30 南相馬市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱
西郷村	高齢者補聴器購入費補助金交付事業	対象となるのは下記の下記の1～6のすべての要件を満たす方 1 年齢が65歳以上の高齢者 2 西郷村に住所があり、現に居住している方 3 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方 4 聴力レベルが両耳とも40dB以上70dB未満、又は片耳70dB以上で他方の耳の聴力レベルが70dB未満の方 5 医師が補聴器を必要だと判断した方 6 村税等の滞納が無い方	補聴器購入費用に対し 上限25,000円	助成は、1回限り 集音器は対象となりません。 申請人（購入者）に村から助成金が振り込まれる。	2023.4.1 情報更新:2024.4.1 西郷村高齢者補聴器購入費補助金交付要綱
二本松市	高齢者補聴器購入費助成事業	次の(1)～(5)のすべてに該当する方を対象とします。 (1)本市に住所登録があり、現に一年以上居住する65歳以上の方 (2)住民税非課税世帯の方（同一の住居に居住し、生計を一にしている場合は、同一世帯とみなします。） (3)身体障害者手帳の交付を受けていない方 (4)聴力レベルが両耳55デシベル以上70デシベル未満で、治療により聴力改善が見込めない方 (5)世帯全員に市税等の滞納が無い方	補聴器購入費用の1/2 上限30,000円	助成は、1回限り 医師の意見書が必要 集音器は対象にならない。 修理費用やメンテナンス料などは対象とならない。	2023.4.1 二本松市高齢者補聴器購入費助成事業
白河市	高齢者いきいき応援事業（補聴器購入費）助成事業	申請できる方（以下の条件をすべて満たす方） 1 白河市内に住所を有する65歳以上の高齢者の方 2 住民税非課税世帯に属する方 3 聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない方 4 耳鼻咽喉科の医師により補聴器が必要との診断を受け、意見書等をもらうことができる方	補聴器購入費用の1/2 上限20,000円	※対象となるのは補聴器本体（片耳・両耳は問いません）とその付属品（電池、充電器、イヤーマールド）のみであり、修理費やメンテナンス代、文書料、診察料、送料は対象になりません。 ※集音器や、通販・ネットショップで購入した補聴器は事業の対象になりません。	2023.5.22 白河市高齢者いきいき応援助成実施要綱
金山町	補聴器購入費助成事業	次の全ての項目に該当すると助成を受けることができます。 1. 町内に住所を有する18歳以上の方 2. 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の方 3. 補聴器の装用により、コミュニケーション能力の向上について一定の効果が期待できると医師が判断する方	補聴器の費用の2分の1の額と、助成限度額のうちいずれか少ない額を助成します。 住民税非課税世帯及び生活保護世帯の方 ⇒ 上限40,000円 住民税課税世帯に属する方 ⇒ 上限20,000円 (1人1台まで申請可能です。過去に助成を受けた方は対象外となります。)	●原則、補聴器は装用効果の高い側の耳に片耳装着とします。ただし、医師が必要と認めた場合は両側に装着とします。(助成限度額は変わりません。) なお、補聴器の購入先の指定はありません。	情報更新:2024/6/14 金山町補聴器購入費助成事業実施要綱

福島県内自治体の高齢者の補聴器購入費用の助成状況一覧（2025. 3. 8現在）

調査方法: 各自治体のウェブサイトまたは電話で確認 調査者: 郡山年金者の会

市町村名	事業名	対象者	助成額	その他	助成開始時期
鏡石町	高齢者生きがい活動応援（補聴器購入費助成）事業	町内に住所を有している方で、以下の要件のいずれにも該当する方です。 （1）満65歳以上の方 （2）町民税非課税の方 （3）聴力レベルが次のいずれにも該当しない方 ア 両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方 イ 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが50デシベル以上の方 （4）耳鼻科を標榜する医師により、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の装用が必要と認められた方 （5）過去5年以内にこの要綱による助成金の交付を受けたことがない方 （6）町民税等の滞納がない方	助成対象額:20,000円が上限	助成の対象となる費用は、医療機器認定を取得している補聴器の購入に要する費用（付属品の購入に要する費用、診察料、文書料、修理費用、送料等を除く）です。 助成後、5年経過すれば再申請可能	更新日:2024年05月17日 鏡石町高齢者生きがい活動応援（補聴器購入費助成）事業実施要綱
川俣町	中等度難聴者 補聴器購入費助成事業	補聴器を必要とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。 （1）本町に引き続き1年以上住所を有する満18歳以上の者であること。 （2）身体障害者福祉法第15条第4項の規定による聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていないこと。 （3）両耳とも聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で、治療により聴力改善が見込めない中等度難聴者 （4）申請日において、助成対象者及び助成対象者の属する世帯員全員に、町税等の滞納がないこと（同一の住居に居住し、生計を一にしている場合は、同一世帯とみなす。以下同じ。）。)	町民税課税世帯 1/2助成 上限 75,000円 町民税非課税世帯 2/3助成 上限100,000円	助成後、5年経過すれば再申請可能 助成の対象は、管理医療機器である補聴器本体1台分の購入に係る費用のみとし、受診費用、文書料、付属品の購入、送料、修理費用その他町長が助成の対象に適さないと認めたものについては、対象としない。	2024.4.1 川俣町中等度難聴者補聴器購入費助成事業実施要綱
矢吹町	高齢者補聴器購入費補助金交付事業	以下のすべての条件を満たす方 1. 満65歳以上の方 2. 矢吹町に住所を有し、現に居住している方 3. 聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない方 4. 聴力レベルが両耳とも40dB以上70dB未満、又は片耳70dB以上で他方の耳の聴力レベルが70dB未満の方 5. 耳鼻咽喉科の医師による意見書をもらえる方 6. 住民税非課税の方（生活保護受給世帯を含む） 7. 町税の滞納がない方 （町税は、10200円）	補聴器購入費用の一部 上限20,000円	助成は、1回限り ※集音器や通販等で購入した補聴器については、助成対象になりません。	2024.3.29 矢吹町高齢者補聴器購入費助成事業要綱
会津若松市	中等度難聴者補聴器購入費補助事業	①市民税非課税世帯で、18才以上の市民 ②両耳の聴力が40dBの方（身体障害者手帳交付外の方） ③医師により補聴器装用の必要性を認める意見書をもらえる方 ④過去にこの事業の助成を受けていない方	補聴器購入費用の1/2 上限20,000円	助成の対象となる補聴器は、医療機器認定を取得したものに限る。 補聴器の付属品単体での購入、修理、部品交換、調整等の費用は対象外。 助成を受けた方には、アンケート調査に協力依頼	2024.4.1 会津若松市中等度難聴者補聴器購入費助成事業実施要綱
浅川町	高齢者補聴器購入費補助金	①65才以上で、浅川町内に住所を有し、居住している者 ②聴力レベルが両耳40dB以上70dB未満の者または片耳の聴力レベルが70dB以上他耳の聴力レベルが70dB未満 ③聴覚障害による障害者手帳を所有していない者 ④医師により補聴器の必要性を認める意見書を提出することができる者 ⑤町税の滞納のない者 ⑥過去にこの補助金を受けていない者 ⑦前各号に掲げるもののほか、町長が補聴器の装着が特に必要と認められた者	対象となる経費の25,000円が上限	補助は1回限り	2024.4.1 浅川町高齢者補聴器購入費補助金交付要綱
大玉村	高齢者補聴器購入費補助金	①本村に引き続き1年以上住所を有する満65歳以上の者であること。 ②身体障害者福祉法の規定による聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていないこと。 ③両耳の聴力レベルが55デシベル以上70デシベル未満で、治療により聴力改善が見込めない者。 ④申請日において、助成対象者及び助成対象者の属する世帯員全員に、村税等の滞納がないこと。	本体の購入費の2分の1とし、5万円を限度とする。	補助は1回限り 受診費用、文書料、付属品の購入、送料、修理費用その他村長が助成の対象に適さないと認めたものについては、対象としない。	2024.4.1 大玉村高齢者補聴器購入費補助金交付要綱